水口かずえと
まちづくり市民こだいら
ニュースNo.5 12月議会報告号

昨年12月議会では、生活困窮者への対応についてと、DV被害者の情報漏えいについて、2件の一般質問をしました。

12月定例会での一般質問

❶ 生活困窮者への対応について

昨年11月9日時点で、解雇や雇い止めの人数が7万人を超えたと報道され、今後、生活困窮者の増加が懸念されます。生活保護受給者に十分な対応がなされているか聞きました。

- 家賃を支援する住居確保給付金の市内の給付決定件数は、2020年6月が最大の87件で、10月は17件に減少しています。一方、生活保護の相談件数は、2020年5月の95件から、10月は204件へと増加しています。住居確保給付金で一息つけた人も、最大12カ月の給付期間が終了して、今後生活保護の相談や申請がますます増加する可能性があり、十分な体制を整えていくべきだと思いました。
- 2020年11月13日時点の市内の生活保護受給世帯は2337世帯です。ホームレスやネットカフェ利用者など、住所不定の方が生活保護を受ける場合は、一時的な居所として無料低額宿泊所を案内しています。2020年度になってから、無料低額宿泊所に入所した人は9名で、2020年11月現在、市内2施設、市外11施設の計13か所の無料低額宿泊所を31名が利用しています。利用の平均期間は1年弱で、最長の人は14年とのことです。
- 無料低額宿泊所については、相部屋で居住環境が悪い、無料低額といいながら利用料が高額、などの問題点があります。市内2施設の状況を聞くと、1つは相部屋で住居費と光熱費や食事代を合わせて90,200円、もう1つの施設は個室で、住居費と光熱費や食事代の合計が104,900円にもなります。2019年度に、無料低額宿泊所からアパートに転宅した人は6名です。

憲法 25 条に規定される「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」が保障されるように、継続的に状況を確認する必要を感じました。

❷ DV 被害者の情報漏えい防止策について

内閣府の発表では、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、全国の配偶者暴力相談支援センターに寄せられた相談件数は、2020 年 4 月は 13,272 件と前年同月より約 3 割増加しています。

2004 年の省令改正で、DV 等被害者は、市区町村に申し出て「DV 等支援措置対象者」と認められれば、加害者への住民票や戸籍の附票の写しの交付等を制限できるようになりました。しかし、自治体が誤って DV 等支援措置対象者の住所を加害者に伝えたケースが、2011 年度から 2020 年 10 月末までに全国で 63 件あったと、11 月 6 日付けの読売新聞が報道しています。小平市では、現在までのところ漏えい事例はないとのことですが、防止策は万全といえるのか問いました。

小平市における女性相談への DV 相談件数は 2019 年度 1 ～ 10 月が 137 件だったのが、2020 年 1 ～ 10 月は 185 件と 35% 増加しています。

- 小平市における女性相談への DV 相談件数は 2019 年度 1 ～ 10 月が 137 件だったのが、2020 年 1 ～ 10 月には 185 件と 35% も増加しています。
- 小平市における「DV 等支援措置」の対象者の数は、2020 年 10 月末時点で 595 人で、増加傾向にあります。小平市では、DV 等支援措置の対応マニュアルを作成し、窓口である市民課の職員は、適宜研修等で情報共有を行っていますが、情報の取扱いについてのほかの課との調整会議は、年に 1 ～ 2 回です。市民課以外の職員にも、情報漏えいを起こさないための方策の共有が必要ではないでしょうか。
- 2020 年 9 月、新潟市東区で、DV 等支援措置対象者の住所が記された下水処理関係の書類が、別居中の加害者に送付された事件がありました。この事例では、住民基本台帳のシステムでは DV 等支援措置対象者は警告が出るなどの措置がされているが、氏名住所などの基本データを住民基本台帳のシステムと共有している税や下水、児童手当などの個別システムでは、DV 等支援措置の情報が共有されていなかったことが問題となりました。

  小平市での状況を聞くと、DV 等支援措置の情報を共有していない個別システムはあるが、共有する必要性はないという答弁でした。しかし、必要性がないという根拠が不明です。DV 等被害者が、安心して支援措置を受けることができるように、個別システムへの DV 等支援措置の情報共有の必要性を検証すべきです。